

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	後期高齢者医療制度に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年8月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務		
②事務の内容	高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則、藤沢市後期高齢者医療に関する条例、藤沢市後期高齢者医療に関する規則、神奈川県後期高齢者医療広域連合条例に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 75歳以上の者に対する被保険者証の交付、保険料の賦課 (2) 一定の障がいがある65歳から74歳までの者に対する保険証の交付、保険料の賦課 (3) 被保険者証交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 住民記録に関する個人及び世帯の情報、住民税における所得や課税状況に関する情報、保険料の収納状況に関する情報、地方単独事業に関する情報など、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以後、「広域連合」という。）とのデータの送受信にかかる事務 (2) 住民登録外者の宛先情報の登録事務 (3) 送付先変更届出書に関する、送付先登録事務 (4) 住所地特例者に関する、住所地特例者情報の登録事務 (5) 転入者にかかる前住所地への所得課税情報の照会事務 (6) 保険料にかかる納入通知書、督促状、催告書等の各種通知書の送付事務 (7) 保険料の収納、徴収、還付、充当事務 (8) 保険料の特別徴収に関して、日本年金機構との情報の送受信事務 (9) 保険料の口座振替に関する口座情報登録事務 (10) 被保険者証の交付事務		
③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢者医療市町村システム（以下「市町村システム」という。）
	【後期高齢システム】 [資格管理] ■資格対象者情報管理 ・年齢到達による広域連合への宛名情報の出力 ・広域連合への宛名異動情報の出力 ・障害認定対象者情報の出力 ■被保険者情報管理 ・被保険者情報の取込 ・被保険者情報のメンテナンス ・住所地特例情報の取込 [賦課管理] ■所得情報管理 ・個人住民税からの連携情報の取込 ・広域連合への所得・課税情報の出力 ■賦課情報管理 ・保険料情報の取込 ・保険料徴収方法の決定 ・保険料額決定通知書、特徴仮徴収額通知書、納入通知書、納付書の発行 ・広域連合への期割情報の出力 ■特別徴収情報管理 ・特別徴収に関する情報の連携 ・普徴申請情報の管理 ■その他 ・統計資料の作成 ・保険料賦課台帳の作成 [給付管理] ■葬祭費支給情報管理 ・葬祭費の申請入力、支給決定 ・葬祭費の支給決定通知書の発行 【収納管理システム】 賦課情報取込 ・賦課情報登録機能 後期高齢業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 収納 ・消込機能 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・還付、充当機能 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を送付する。 充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ・督促、催告機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。 督促を実施しても納付が行われない納税者を抽出し、段階的に催告書を出力する。 口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。 滞納繰越 ・滞納繰越機能 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 発行 ・各種証明書発行機能 納税（付）証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ・納付書再発行機能
②システムの機能	

	照会 ・ 収納情報照会機能 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。 会計資料作成 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。 広域連合連携 ・ 収納情報ファイル作成機能 広域連合向けの連携ファイル「収納情報」を出力する。 ・ 滞納者情報ファイル作成機能 広域連合向けの連携ファイル「滞納者情報」を出力する。 【滞納管理システム】 滞納整理 ・ 滞納者登録機能 収納情報より、滞納者を抽出し、滞納情報に登録する。 ・ 催告機能 督促を促しても納付しない納税者に対して、催告書を出力する。 ・ 相談対応機能 納税者より徴収猶予の申請を受け付け、審査結果を登録する。 納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け取り、情報を管理する。 納税義務者より、延滞金減免の申請を受け付け、審査結果を登録する。 ・ 処分機能 財産調査 収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。 交付要求 裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。 交付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。 差し押さえ 財産情報及び滞納情報に基づき、差し押書を作成し、滞納者へ通知する。 財産を差し押さえ、差し押情報を登録する。 公売（換価） 差し押さえた財産に基づき、滞納者に換価通知書を送付して、公売を行い、換価情報を登録する。 執行停止 所在不明、財産なし、資力なし等の徴収不能者に対して、滞納処分の執行を停止し、執行停止情報を登録する。 決算： ・ 不納欠損 執行停止及び時効により納税義務が消滅した時、滞納情報から該当データを抹消する。 ・ 滞納繰越 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 発行 ・ 各種証明書発行機能 各種証明書等を作成、交付する。 ・ 納付書再発行機能 照会 ・ 滞納納情報照会機能 該当の者に対する、滞納情報等を照会する。 統計資料作成 必要な統計資料を作成し、該当期間に報告する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム （ 後期高齢者医療広域連合電算処理システム ）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。
②システムの機能	1 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。 市区町村の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する (2)住民基本台帳等の取得 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。 2 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システムも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市区町村の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3 給付業務 市区町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。 ※オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (市区町村システム)
システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名情報管理機能 ・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得する。 ・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という。)の付番を行い、個人番号に紐付けて管理する。 2 住民登録外者登録機能 ・住民登録登録外者の氏名・住所など4情報等を登録し、宛名番号を付番する。 3 送付先情報登録機能 ・申請書に基づき、送付先情報の登録・管理する。 4 名寄せ機能 ・識別番号(宛名番号)が異なる同一個人データの名寄せを行う。 5 口座情報管理機能 ・申請書等に基づき、口座情報を登録・管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム4

①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1 各種設定機能 ・利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設置 等 2 符号取得機能 ・団体内統合宛名から取得した団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。 3 情報提供用のデータ登録機能 ・特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 4 情報照会機能 ・情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。 5 情報提供機能 ・情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム5

①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (中間サーバ	[] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム6~10

システム6

①システムの名称	住民税課税支援システム	
②システムの機能	・確定申告、住民税申告等の各種照会事務	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番85 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (第2条の表における情報照会の根拠) 117の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保険年金課 総務・財務担当
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市町村システムに情報が登録されている者のうち、番号法施行日以降に後期高齢者医療制度の被保険者及び同一世帯員。
その必要性	後期高齢者医療制度における被保険者の資格管理および保険料の賦課・徴収業務を適正に行うため、必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (☐ 口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定するため。 【その他識別情報】当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 【4情報】後期高齢者医療被保険者の個人を正確に特定し、被保険者証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 【その他住民票関係情報】後期高齢者医療被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 【地方税関係情報】被保険者の保険料賦課、自己負担区分判定、高額療養、限度額認定を的確に行うため。 【医療保険関係情報】後期高齢者医療被保険者の資格・賦課・給付を的確に行うため。 【介護・高齢者福祉関係情報】介護保険特別徴収情報により、後期高齢者医療保険料の特別徴収を的確に行うため。 【その他・口座登録・連携ファイル関係情報】登録されている受取口座へ適切に振込を実施するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月5日
⑥事務担当部署	福祉部 保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民窓口センター、市民税課、介護保険課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、後期高齢者医療制度における適正な資格・賦課・給付・収納業務を行うため。
④使用の主体	使用部署	福祉部 保険年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		庁内連携により集約した住民記録情報、住民税情報、収納情報を広域連合と連携することにより、以下の業務を行う。 ①被保険者の資格管理業務 ②保険料の賦課徴収業務 ③療養費支給等の給付業務
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を確保する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		システムエンジニア派遣業務
①委託内容		市町村システムの運用・保守業務
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株域会社ワイイーシーソリューションズ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		協働事業における後期高齢者医療保険制度にかかる市町村業務の包括的業務委託
①委託内容		後期高齢者医療制度における市町村窓口業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等
①委託内容		住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等
②委託先における取扱者数		100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社 神奈川支社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先より再委託承諾願いを収受し、再委託承諾書を通知する。なお、委託先との契約に含まれている「機密の保持」について、再委託先にも遵守を義務付けている。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	市民窓口センター
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の2
②移転先における用途	後期高齢者医療の被保険者の資格に関する住民票の記載事項を管理する。
③移転する情報	後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項。具体的には被保険者番号と被保険者資格の取得日および喪失日。
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当市に住民票がある者のうち、後期高齢者医療の被保険者情報が管理されている被保険者本人(世帯構成員は含まない)。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療制度の被保険者情報が送付された都度(日次)
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【保管場所】

当市では後期高齢者医療情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。

- ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。
- ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。
- ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

【消去方法】

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報】

・宛名番号・個人番号・世帯番号・氏名(カナ、漢字)・通称名(カナ、漢字)・国籍・生年月日・性別・続柄・現住所情報・転入前住所情報・転出先住所情報・住民登録外情報・住民区分・住民日情報・住所地特例情報・送付先情報・口座情報

【資格情報】

・被保険者番号・資格取得情報・資格喪失情報・適用除外情報

【保険料情報】

・賦課年度・相当年度・期別・納付方法・保険料額・期割額・軽減額・減免額・特別徴収情報

【収納情報】

・賦課年度・相当年度・期別・納付方法・収納額・還付充当情報・過誤納情報・滞納情報・納期限・収納日・領収日

【標準システム連携情報】

・住民情報・所得情報・保険料情報・収納情報・滞納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【市町村システムにおける措置】 (1) 特定個人情報を入手する方法は、①本人又は同世帯員及び本人により委嘱を受けた代理人（本人から特定個人情報の提供に関して委任及び同意を得た者）から提供される場合②他の行政機関の責任のもと、信用性を帯び、適切に整理された情報の提供を受ける場合、不適切な手段による特定個人情報の入手のリスクを制御している。 (2) 本人又は同世帯員及び代理人等から特定個人情報を入手する場合は本人に確認を行い、得られる情報の提供元を明確にしている。 (3) 個人等からの届出により、特定個人情報を収集する際は、申請書等にて収集する情報の種類及び項目を制限し、目的に沿わない情報を収集しないようにしている。 (4) 特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報以外は登録しない。また、登録された情報の正確性を複数人で確認を行い不正確な情報が混入しないよう措置を講じている。 【標準システムにおける措置】 (1) 入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 (2) 窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所（以下「個人識別情報」という。）と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑制することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 ※1：ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【市町村システムにおける措置】 <対象者以外の情報の入手を防止するための措置> ①対象者を検索して業務情報を入力する画面には、氏名、住所、生年月日等の個人識別情報を、宛名システムから引用して同画面上に表示する機能によって、誤った対象者に業務情報を紐付けするリスクを軽減している。 ②個人番号を確認するための画面に遷移する機能によって、個人番号を確認することが可能となっており、対象者の情報を容易に確認することができる。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【市町村システムにおける措置】 (1)市町村システムでは、相当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務とは関係ない情報を取得することはできないように整備されている。 (2)宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 【標準システムにおける措置】 特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【市町村システムにおける措置】 ①ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の検索、表示、入力ができない機能により、不適切な操作や受信によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ②ログイン時の職員認証において事務単位での認証を実施するので、操作権限のない事務システムには画面遷移ができないことにより、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ③ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ・端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。
その他の措置の内容	システムは画一的に管理されており、利用可能時間外には業務端末にアクセスすることができないようになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・端末から離れる時は初期画面に戻す。 ・端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・個人情報の画面のハードコピー及び打ち出した本人確認情報は、事務処理に必要最低限の範囲で行うものとし、確実に機密文書として破棄する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書にて、以下の内容を明記 ・法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の遵守 ・秘密の保持 ・指示目的以外使用及び第三者への提供の禁止 ・データの受領 ・データの持出し ・データの複写及び複製の禁止 ・安全管理義務 ・データの返却・消去 ・記録媒体の破棄 ・監督及び監査 ・従業員に対する教育の実施 ・事故発生の報告義務 執務室内で業務を行う委託業者に関しては、以下の内容を仕様書に明記 ・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の持ち込みを制限	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<窓口業務委託(協働事業)における措置> ・セキュリティカードによる個人認証により、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。 ・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の無断持ち込みを禁止し、必要な場合は事前に藤沢市の許可を得た上で使用とする。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	【庁内での移転】 (1) 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出し、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。 (2) 番号法及び法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、情報提供する相手方に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従って特定個人情報の提供・移転を行う。 【広域連合への提供】 (1) 当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱とされている。 (2) 情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないか点検する。		
その他の措置の内容	・「サーバー室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・USBメモリー等を使用する際は、記録媒体管理簿により管理する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

[○] 接続しない(提供)

リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止する。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ 中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。
---------------------	---

1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保する。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【市町村システムにおける措置】 <特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク> 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。 <物理的な対策> (1) サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 (2) 出入り口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 (3) 入退室管理を徹底するため出入り口の場所を限定する。 (4) 監視設備として監視カメラ等を設置する。 (5) 業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。 <技術的な対策> (1) コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 (2) 情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 (3) 不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。 【標準システムにおける措置】 (1) 窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルにて適時更新する。 (2) 不正アクセス防止策として、ファイアーウォールを導入している。 (3) オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に行っていない ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	藤沢市 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 0466-50-3567
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	藤沢市 福祉部 保険年金課 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 0466-25-1111(内線3243)
②対応方法	・問い合わせの対応について、内容により記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない旨
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2	項目なし	協働事業における後期高齢者医療保険制度にかかる市町村業務の包括的業務委託	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	項目なし	後期高齢者医療制度における市町村窓口業務	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	項目なし	10人以上50人未満	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの

令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	項目なし	パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	項目なし	再委託しない	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報の保管・消去 保管場所	当市では後期高齢者医療情報ファイルを電磁的記録媒体で調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。	当市では後期高齢者医療情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。	事前	誤字の修正のため、重要な事項に該当しない
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	項目なし	執務室内で業務を行う委託業者に関しては、以下の内容を仕様書に明記 ・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の持ち込みを制限	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	空欄	＜窓口業務委託(協働事業)における措置＞ ・セキュリティカードによる個人認証により、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。 ・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の無断持ち込みを禁止し、必要な場合は事前に藤沢市の許可を得た上での使用とする。	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの

令和3年3月12日	V 評価実施手続き 1 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月17日	令和3年3月日	事前	令和3年4月より後期高齢者医療制度に関する事務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年6月9日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康部 保険年金課 後期高齢者医療担当	福祉部 保険年金課 総務・財務担当	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉健康部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	福祉健康部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	IV 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	藤沢市 福祉健康部 保険年金課 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 0466-50-3575	藤沢市 福祉部 保険年金課 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 0466-25-1111(内線3243)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和3年12月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定し、番号法第19条第7号、及び別表第二により情報提供ネットワークシステムを用いて後期高齢者医療情報を提供する必要があるため。	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定するため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月11日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ③他のシステムとの接続	[] その他()	[○] その他(後期高齢者医療広域連合電算処理システム)	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ③他のシステムとの接続	[] その他()	[○] その他(市町村システム)	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	1 宛名情報管理機能 ・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得する。 ・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という。)の付番を行い、個人番号に紐付けて管理する。 2 住民登録外者登録機能 ・住民登録登録外者の氏名・住所など4情報等を登録し、宛名番号を付番する。 3 送付先情報登録機能 ・申請書に基づき、送付先情報の登録・管理する。	1 宛名情報管理機能 ・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得する。 ・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という。)の付番を行い、個人番号に紐付けて管理する。 2 住民登録外者登録機能 ・住民登録登録外者の氏名・住所など4情報等を登録し、宛名番号を付番する。 3 送付先情報登録機能 ・申請書に基づき、送付先情報の登録・管理する。 4 名寄せ機能 ・識別番号(宛名番号)が異なる同一個人のデータの名寄せを行う。 5 口座情報管理機能 ・申請書等に基づき、口座情報を登録・管理する。	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	(新規)	中間サーバ	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(新規)	1 各種設定機能 ・利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設置 等 2 符号取得機能 ・団体内統合宛名から取得した団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。 3 情報提供用のデータ登録機能 ・特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 4 情報照会機能 ・情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。 5 情報提供機能 ・情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う。	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	(新規)	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 宛名システム等	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	(新規)	団体内統合宛名システム	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(新規)	1 団体内統合宛名番号管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	(新規)	[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] その他(中間サーバ)	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更にあたるため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	(空欄)	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)82の項	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更にあたるため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[] 行政機関・独立行政法人等	[○] 行政機関・独立行政法人等(内閣府)	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更にあたるため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] その他()	[○] その他(情報提供ネットワークシステム)	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【宛名情報】 ・宛名番号・個人番号・世帯番号・氏名(カナ、漢字)・通称名(カナ、漢字)・国籍・生年月日・性別・続柄・現住所情報・転入前住所情報・転出先住所情報・住民登録外情報・住民区分・住民日情報・住所地特例情報・送付先情報	【宛名情報】 ・宛名番号・個人番号・世帯番号・氏名(カナ、漢字)・通称名(カナ、漢字)・国籍・生年月日・性別・続柄・現住所情報・転入前住所情報・転出先住所情報・住民登録外情報・住民区分・住民日情報・住所地特例情報・送付先情報・口座情報	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更にあたるため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(空欄)	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止する。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更にあたるため、事前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 (続き)	(空欄)	・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ 中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更にあたるため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(空欄)	十分である	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更にあたるため、事前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更に当たるため、事前に評価の再実施をするもの
------------------	--	-------------	---	-----------	--

令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定するため。 【その他識別情報】当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 【4情報】後期高齢者医療被保険者の個人を正確に特定し、被保険者証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 【その他住民票関係情報】後期高齢者医療被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 【地方税関係情報】被保険者の保険料賦課、自己負担区分判定、高額療養、限度額認定を的確に行うため。 【医療保険関係情報】後期高齢者医療被保険者の資格・賦課・給付を的確に行うため。 【介護・高齢者福祉関係情報】介護保険特別徴収情報により、後期高齢者医療保険料の特別徴収を的確に行うため。	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定するため。 【その他識別情報】当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 【4情報】後期高齢者医療被保険者の個人を正確に特定し、被保険者証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 【その他住民票関係情報】後期高齢者医療被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 【地方税関係情報】被保険者の保険料賦課、自己負担区分判定、高額療養、限度額認定を的確に行うため。 【医療保険関係情報】後期高齢者医療被保険者の資格・賦課・給付を的確に行うため。 【介護・高齢者福祉関係情報】介護保険特別徴収情報により、後期高齢者医療保険料の特別徴収を的確に行うため。 【その他・口座登録・連携ファイル関係情報】登録されている受取口座へ適切に振込を実施するため。	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報入手・使用 ①入手元 行政機関・独立行政法人等	内閣府	デジタル庁	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年12月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/3/9	2022/12/2	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和6年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	パーソルテンブススタッフ株式会社 神奈川営業部	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年12月11日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項及び別表第一 59の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	(1) 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番85 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない
令和6年12月11日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)82の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (第2条の表における情報照会の根拠)117の項	事後	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しない

令和7年2月26日	I 基本情報 2. 特個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システム機能	1 資格管理機能 ・被保険者及び同一世帯員の住民記録情報を管理する機能 ・被保険者の資格情報を管理する機能 ・住所地特例情報を管理する機能 ・住民記録情報、被保険者の資格情報、住所地特例情報を広域連合と連携する機能 2 保険料の賦課機能 ・被保険者及び同一世帯員の所得課税情報を管理する機能 ・保険料情報及び期割情報を管理する機能 ・保険料決定通知書及び変更通知書を発行する機能 ・所得情報、保険料情報、期割情報を広域連合と連携する機能 3 保険料の収納機能 ・保険料の収納情報を管理する機能 ・保険料の還付充当情報を管理する機能 ・保険料納入通知書及び納入済額通知書の発行機能 ・保険料の収納情報、滞納情報、還付充当情報を広域連合と連携する機能 4 保険料の滞納整理機能 保険料の滞納状況を管理する機能 5 口座情報管理機能 ・申請書等に基づき、口座情報を登録・管理する。	【後期高齢システム】 [資格管理] ■資格対象者情報管理 ・年齢到達による広域連合への宛名情報の出力 ・広域連合への宛名異動情報の出力 ・障害認定対象者情報の出力 ■被保険者情報管理 ・被保険者情報の取込 ・被保険者情報のメンテナンス ・住所地特例情報の取込 [賦課管理] ■所得情報管理 ・個人住民税からの連携情報の取込 ・広域連合への所得・課税情報の出力 ■賦課情報管理 ・保険料情報の取込 ・保険料徴収方法の決定 ・保険料額決定通知書、特徴徴収額通知書、納入通知書、納付書の発行 ・広域連合への期割情報の出力 ■特別徴収情報管理 ・特別徴収に関する情報の連携 ・普徴申請情報の管理 ■その他 ・統計資料の作成 ・保険料賦課台帳の作成 [給付管理] ■葬祭費支給情報管理 ・葬祭費の申請入力、支給決定 ・葬祭費の支給決定通知書の発行 【収納管理システム】 賦課情報取込 ・賦課情報登録機能 - 後期高齢業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 - 更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 収納 ・消込機能 - 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・還付、充当機能 - 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ - 充当通知書を通知する。 - 充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	2件	3件	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの

令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3	(新設)	住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3	(新設)	住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3	(新設)	100人以上500人未満	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3	(新設)	日本電気株式会社 神奈川支社	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3	(新設)	再委託する	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3	(新設)	委託先より再委託承諾願いを収受し、再委託承諾書を通知する。なお、委託先との契約に含まれている「機密の保持」について、再委託先にも遵守を義務付けている。	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの

令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3	(新設)	上記委託内容と同様。	事前	システム標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	当市では後期高齢者医療情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。 ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。	【保管場所】 当市では後期高齢者医療情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。 ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの

令和7年2月26日	皿リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	(新設)	【市町村システムにおける措置】 ＜対象者以外の情報の入手を防止するための措置＞ ①対象者を検索して業務情報を入力する画面には、氏名、住所、生年月日等の個人識別情報を、宛名システムから引用して同画面上に表示する機能によって、誤った対象者に業務情報を紐付けするリスクを軽減している。 ②個人番号を確認するための画面に遷移する機能によって、個人番号を確認することが可能となっており、対象者の情報を容易に確認することができる。	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの
-----------	---	------	---	----	---

令和7年2月26日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	【市町村システムにおける措置】 ①ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の検索、表示、入力ができない機能により、不適切な操作や受信によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ②ログイン時の職員認証において事務単位での認証を実施するので、操作権限のない事務システムには画面遷移ができないことにより、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ③ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ・端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 既定の内容	・藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守	・法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の遵守	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの

令和7年2月26日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	(2)番号法及び藤沢市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、情報提供する相手方に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従って特定個人情報の提供・移転を行う。	(2)番号法及び法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、情報提供する相手方に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従って特定個人情報の提供・移転を行う。	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年12月2日	令和6年12月1日	事前	システム標準化・共通化に伴い、ガバメントクラウドを利用するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年3月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	(新設)	住民税課税支援システム	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの
令和7年3月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	(新設)	・確定申告、住民税申告等の各種照会事務	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの
令和7年3月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	(新設)	[○] 宛名システム等 [○] 税務システム	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの

令和7年8月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステム との接続 情報ネットワークシステムとの 接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム 更新に伴い、事前に 提出するもの。
------------------	---	--	---	-----------	---